税

1月は市県民税第4期の納期です

市税のお支払いには、便利な口座振替・自動払 込みを利用ください。

希望する方は、納税通知書・預(貯)金通帳・通帳届出印を持って、お近くの金融機関または郵便局で申し込みいただくか、インターネットで申し込みください。詳しくは、市ホームページをご覧ください。

(納税課 ☎328-2204)

家屋を取り壊したらご連絡を

固定資産税は、1月1日(賦課期日)に家屋などを所有している人にかかる税金です。

1月1日以前に家屋を取り壊した場合は、届出をしないと固定資産税がかかることがありますので、区役所税務課へ連絡ください。

(課税管理課 ☎328-2195)

衛生·上下水道

ふぐの素人調理は危険です

ふぐ毒による食中毒は全国で毎年のようにおきており、平成29年は19件発生し、そのうち家庭での発生は17件でした。平成29年11



月には市内でもふぐの内臓を家庭で調理し、食中毒が発生しました。

ふぐはテトロドトキシンという強力な毒を もっています。ふぐの種類や部位によって毒の 強さが異なり、内臓はもちろん、筋肉や皮にも毒 がある場合があります。

また、ふぐ毒は熱に強く、加熱などでも無毒化しません。摂取後数時間でしびれ、まひ、嘔吐の症状から最悪の場合死に至ることもあります。

処理には専門的な知識や技術が必要なため、 営業でふぐを提供する場合には、県知事の免許 を受けた「ふぐ処理師」のみが、「ふぐ処理所」の 登録を受けた場所でふぐを処理できると定めて います。

このように、ふぐの素人調理はとても危険ですので、絶対にやめましょう。ふぐを釣っても、食べない・あげない・持ち帰らないようにし、食中毒を防ぎましょう。



(食品保健課 ☎364-3188)

排水設備の相談や診断を行っています無料

「排水の臭いが気になる」「排水の流れが悪い」など排水設備(屋外の汚水桝や排水管)の困りごとの現地診断や相談を受け付けています。原因を調査し、改善のお手伝いをしますので、気軽にご相談ください。

※管内の洗浄や詰まり除去、補修工事などを行 うものではありません。申し込みは、下水道接 続世帯に限ります。

詳しくは、熊本市上下水道サービス公社下水 道課(☎288-7361)へ。

(給排水設備課 ☎381-1153)

井戸水などを使用している皆さんへ

井戸水などを使用している一般家庭では、人数・用途により下水道使用料を算定しています。 人数・用途が変更になった場合は、届出を行ってください。下水道使用料が変更となります。

(料金課お客さまセンター ☎381-1118)

上水道と併用して井戸水を使う方へ

併用する場合は、上水道分と井戸水分それぞれに下水道使用料の納付が必要です。井戸水分の下水道使用料の納付をしていない場合は、料金課へご連絡ください(上下水道局でも未賦課の調査を行っています)。

▶下水道使用料とは

下水道は公共の施設なので、下水道を使用した時点で支払いが発生します。公的な債権なので、地方自治法第236条の規定に基づき、5年間は債権が残ります。

これまで支払った方との公平性の観点から、 使用開始日まで遡って支払いが必要です(最大 で5年分)。

連絡が遅れると、その分負担が増えるので速やかに連絡してください。

(料金課 ☎381-0447)

油を下水道に流さないで

台所や厨房で使用した廃食油は、下水道に流さないでください。油脂分が流れると、下水道管内での詰まりや悪臭の原因になります。また、浄化センターでの浄化処理の妨げになります。

▶家庭での処理方法

①市販の油固化剤で固めるか、不要な布などにしみこませて『燃やすごみ』として出す。 ②2リットル以下のペットボトルに入れて、 公民館などの資源物拠点回収場所へ出す。 (日時の指定があります。)

▶飲食店などでの処理方法

廃食油などは産業廃棄物として適正に処理 し、グリーストラップの定期的な清掃および 毎日の浮上油の回収を行う。





▲油で詰まった公共ます ▲未清掃のグリーストラップ (水再生課 ☎381-1157)

環境・ざみ

「ごみ分別アプリ」はお使いですか



「明日は何のごみの日だっけ?」「これって何のごみで出せばいいの?」このような皆さんの悩みを解消する便利な「ごみ分別アプリ」が好評配信中です!シンプルな構造で、どなたでも簡単に操作ができるアプリです。下の二次元バー

コードからダウンロードしてお使いください。





(ごみ減量推進課 ☎328-2365)

「つながりの森づくり」補助金を 活用しませんか



多様な生き物の生息・生育地を守る緑のネットワークの形成や災害に強い街並みづくりを目的とした「つながりの森づくり」補助金を活用しませんか。

■個人·共同住宅

対 象	市内の個人の住宅または共同住宅の敷地に、 植栽面積10m²以上で樹木の植栽をする方
限度額	対象経費の総額の1/2以内(最高5万円)

■事業所

対 象	市内の事業所の敷地に、植栽面積30㎡以上 の規模で樹木の植栽をする方
限度額	対象経費の総額の1/2以内(最高15万円)

■生垣

対 象	市内に生垣を延長5m以上設置する方(樹高1m 以上の樹木で、延長1mあたり2本以上植栽)
限度額	対象経費の総額の1/2以内(設置:最高7万円、撤去(高さ60cm以上のブロック塀):最高5万円)

▶申込 植栽前に申請書を環境共生課へ

※補助金交付決定通知後に樹木を植えてください。詳しくは、市ホームページまたは環境共生課(☎328-2352)へ。

水とみどりの森づくり税に協力ください

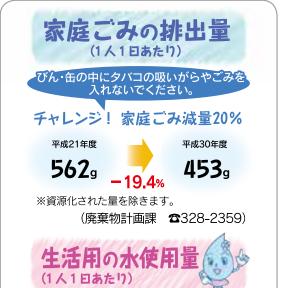
県では、「熊本県水とみどりの森づくり税」(年間個人500円、法人税千円~4万円)を活用し、水を蓄え、災害を防止するなどの森林の公益的機能の向上を図り、森林を元気な姿にするための取り組みを行っています。皆さんのご理解・ご協力をお願いします。

詳しくは、県農林水産政策課(☎333-2422) へ。

| 熊本県水とみどりの森づくり税|

検索

(農業政策課 ☎328-2403)





節水チャレンジ! _{平成30年度}

お風呂は沸かしすぎ、ためすぎに注意しましょう。 給湯式の場合は、家族で続けて入浴しましょう。

(水保全課 ☎328-2436)

※この数値は速報値であり、最終的に確定する年平均値とは異なる場合があります。